

第七回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和二十五年二月八日(水曜日)午前十一時二分開会

本日の會議に付した事件

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長の報告

○雪害地方の税軽減及び課税方法改善に関する請願(第三九号)

○山林関係の税制改革等に関する請願(第一七六号)

○雪害地方の課税方法改善に関する請願(第二四号)

○倉庫業の諸税改善に関する請願(第二八七号)

○土建労働者に対する税法改正に関する請願(第三三九号)

○中小商工業者に対する税制改革の請願(第三五九号)

○理容業者の所得税課税額査定改正に関する請願(第三八二号)

○港灣運送業者の税制改革に関する請願(第三八九号)

○白水品及びその製品の物品税率改訂に関する請願(第四一四号)

○水品、めう並びにその製品に対する物品税率変更の陳情(第一五五号)

○自動車関係の諸税撤廃に関する請願(第六四号)

○所得税の基礎控除引上げに関する請願(第七一号)

○医師及び歯科医の登録税廃止に関する請願(第二九七号)

○ミシンの物品税免除に関する陳情(第二号)

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。

本日は臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題といたしまして御審議をお願いいたします。前回御質疑がありましたので、尙御質疑のおありの方はお願いをいたします。

○米倉龍也君 これは御説明があつたかと思ふのですが、理由に、「通貨を順次整備」ということがございまして、整備の構想というか、方針というか、それはもう御説明になつたのですか。御説明になれば私はよします。なりましたか。この理由書に、「順次整備するため、新たに」……

○理事(黒田英雄君) 御質疑願ひました。米倉龍也君 それじや私それを御質疑申上げます。この整備という二字は、どういふ一休方針を政府はお探りになつて、その一環としてこれを新たにしたいという解釈になるのですか、その点をお述べをお願いいたします。

○政府委員(伊原隆君) 御説明いたします。今回御審議願ひておりますものは、十円の硬貨の発行についてのお許しを得るという点にあるのであります。が、大体その構想といたしまして、実は現在までのところインフレーションが非常に進行いたしましたので、その都度いろいろ硬貨も出したり、それから政府紙幣が出ましたり、日本銀行券等いろいろな種類が出て参つたのであります。経済が漸次安定をして参りましたので、この際大体こういう

構想で進んだらどうかというように考へておるのです。それはまあ貨幣の購買力から申しますと、資産の再評価の基進等でシャウ博士の報告等にもありますように、百倍乃至二百倍に戦前に比べて物価がなつておりますので、まあ百円券は大体昔の十円以下の価値しかない。これに對しましていろいろ議論がありまして、例えば百円を一円にするというふうな、何といひますかデノミネーションをしたらどうかという議論がありますけれども、先般大蔵大臣も衆議院で御説明になりましたように、デノミネーションといふ考えは現在のところ全然持つておりませんので、むしろ資産の再評価といふような感じと同じように、現在の貨幣価値をそのまま事実として、貨幣の方をそれに合せて行く。従ひまして一円、五円、十円、五十円といふふうなものは、まあ非常に大雑把に申しまして、昔の一銭、五銭、十銭、五十銭といふような感じのものでございまして、この際段々硬貨、コインの方に改めて参る。それから百円、五百円、千円といふようなものは、昔の一円、五円、十円といふような感じのものでございまして、只今百円券と千円券が出ておりますが、場合によりまして、五百円券の発行も考へる。それからさつき申しました中で、五十円の硬貨といふものは、まだ今回の法律の改正にはお願いをいたしておりませうけれども、場合によりまして五十円の銀貨を出すということも考へたらどうか

う。大体全体の構想は、只今申上げましたように、百円、五百円、千円といふようなものは、一円、五円、十円といふような感じで日本銀行券、それから一円、五円、十円、五十円といふようなものは、一銭、五銭、十銭、五十銭といふような感じで硬貨にして参る。それから一円以下の端数は、これは現在においても配給物等いろいろありまして、いずれこの政府の収入支出に關します限りは、一円以下の端数を切捨てるということの法律案の御審議をお願いしたいと思います。問題は公団からの米の配給の値段であります。これを研究中でありますけれども、一円以下の端数といふようなものは、一円は昔の一銭乃至五厘でございまして、端数切捨をして行つたらどうかと云うような構想を意圖して、今回十円の硬貨を作ることのお許しを願う法律をお願いいたしたわけでありまして、

○理事(黒田英雄君) 他に御質疑ございしますか。

○九鬼紋十郎君 この昭和二十二年の五十銭の金属の貨幣ですが、これと一円の金属の貨幣と、實際メタルとしての市場価値からいってどういふふうな純分は違ふのでありますか。

○政府委員(伊原隆君) 前の五十銭と一円ですか、あれの性質は同じだらうと思ひます。ただ貨幣としては段々とインフレのときに少しづつ出たので、それから五十銭のが残つておつたりして非常に恐縮であります。そういうものは段々と整理いたして参りたいと思つております。

○小林米三郎君 今度十円の何ができましたならば今までの十円の札は段々新しく発行しないのですか。

○政府委員(伊原隆君) 仰せの通りであります。昨年の末で十円の日本銀行券が百十三億九千五百万円出ておりますが、今度御審議願ひます十円の硬貨ができましたら二十五年度に大体六億枚、六十億程作ることになつております。大体二年間くらい経つたらこれが置替わるだらうと思つております。日本銀行券が硬貨の方に置替になると思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御質疑がなければ直ちに討論に入つて御異議ございせんか。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

尙委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を付することになつておりますから順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

伊藤 保平 九鬼紋十郎
玉屋 喜章 西川甚五郎
小林米三郎 小宮山常吉
高橋龍太郎 板野 勝次
川上 嘉 米倉 龍也

○理事(黒田英雄君) 御署名洩れはございませぬか……御署名洩れないものと認めます。

○理事(黒田英雄君) それではこの際請願陳情に関する副委員長の御報告をお願いしたいと思います。

○伊藤保平君 去る三日に行いました請願陳情小委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

採択いたしましたものは請願九件、陳情一件で、不採択に決しましたのは請願三件、陳情一件であります。

請願等三十九号雪害地方の税軽減及び課税方法改善に関する請願、これは雪害地方は生産能力が減少するのみならず、種々の経費が嵩むので税を軽減すると共に課税方法を改善せられたいという趣旨であります。課税に当りこれらの趣旨を考慮に入れることは妥当であると認めまして採択いたしました。請願百七十六号山林関係の税制改革等に関する請願、本請願は我が国山林の特性が十分考慮され、遺憾なく公共の福祉に貢献できるよう各種税制について適切な措置を講ぜられたいという趣旨であります。山林事業の特殊性に鑑み税制上各種の措置を適当に講ずることは妥当と認めまして採択いたし

ました。請願二百二十四号雪害地方の課税方法改善に関する請願、これは請願三十九号と同様の趣旨でありますので、これも採択いたしました。請願二百八十七号倉庫業の諸税改善に関する請願、これは倉庫業の公共性に鑑み、再評価税、不動産税等固定資産に對しての課税には種々の條件を考慮されたという趣旨であります。これも妥当なものと認めまして採択することにいたしました。請願三百三十九号土建労働者に対する税法改正に関する請願、この請願は土建労働者はその実態からして営業者でないものでありますが、而も営業所得として課税され事業所得と課せられてゐるのは不当であるから、土建労働者に対しては勤勞所得として課税される等の措置を講ぜられたいという趣旨であります。他人の計算において賃金の支給を受ける者、即ち請負を除くのであります。これにつきましてはこれは妥当なものと認めまして採択することにいたしました。

請願三百五十九号中小工業者に対する税制改革の請願、この請願は中小工業業者は経済情勢の変化等のため四苦八苦の実情にあるので、担税能力に應じて税制を改革されたいという趣旨であり、これは妥当なものと認めまして採択いたしました。請願三百八十二号理容業者の所得税課税額査定改正に関する請願、理容師はその業務の内容が一般商工業者と根本的に異つておるにもかかわらず、それと同率に課税されてゐるのは不合理であるから、公正妥当な課税標準を決定せられたいとの趣旨であります。理容師業は人件費等の経費が多いので、特別の考慮を拂う必要があると認めまして、採択いたしました。

た。請願第三百八十九号港灣運送業者の税制改革に関する請願、この請願は、今回の税制改革案によりますと港灣運送業者は重大な影響を蒙るから、港灣運送業者の特質に鑑み、これに適合した措置を講ぜられたいという趣旨であります。妥当なものと認めまして採択いたしました。請願第四百十四号白水晶及びその製品の物品税率改訂に関する請願、陳情第十五号水晶、めうの並びにその製品に対する物品税率変更の陳情、この二つの請願と陳情は、白水晶、水晶、めうの並びにそれらの製品は、貴石又は半貴石としてサファイア等の貴石と同じような高率課税をされてゐるのは不当であるから、税率を改訂せられたいという趣旨でありまして、これ又妥当なものと認めまして採択いたしました。以上が採択いたしましたものであります。次に不採択に決定いたしましたものを御参考に御報告いたします。

請願第六十四号自動車関係の諸税撤廃に関する請願、この趣旨は自動車関係に對して取引高税、物品税、取得税、ガソリン税等が課せられておるの、従つて価格が非常に高くなり税の過当に苦しんでおるから、それらの諸税を撤廃されたいという趣旨でありまして、これらの税の多くは今回軽減又は撤廃になるものが多いのでありまして、全部を撤廃するということとは不適当であると認めましたので、不採択に決定いたしましたのであります。請願第七十一号所得税の基礎控除引上げに関する請願、この請願は現行の基礎控除は低きに先するため国民は非常に苦しんでおるので、基礎控除を四十万円に引上げられたいというのであります。四十万円は余り突飛な額でありまして、財政上入れられ難いと思ひますので不採択に決しましたのであります。請願第二百九十七号医師および歯科医師の登録税廃止に関する請願、この請願は医師及び歯科医師の登録税三千円は高過ぎるので開業に苦しんでおるから撤廃されたいという趣旨であります。今日三千円は治療費に比しまして決して過当とは認められないと思ひますので、不採択に決したのであります。陳情第二号ミシンの物品税免除に関する陳情、この陳情はミシンは生活必需品であるので物品税を免除されたいというのであります。現行の一割の課税は妥当であり、全然免除するということは過当と認めまして不採択に決したのであります。以上報告を終ります。

委員

黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君
玉屋 喜章君
西川甚五郎君
小林米三郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
板野 勝次君
川上 嘉君
米倉 龍也君

政府委員

大蔵事務官 伊藤 隆君
(理財局長)

二月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時通貨法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十三日)

二月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業共済再保険特別会計の歳入

不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
一、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
一、失業保険特別会計法の一部を改正する法律案
一、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充ててするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

1 政府は、農業共済再保険特別会計農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年において、一般会計から、九億一千五百二十万六千円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。
2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日農業共済再保険特別会計農業勘定から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

する繰入金に関する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案
政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年において、一般会計から、二十六億九千二百一十一万一千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
失業保険特別会計法の一部を改正する法律案
失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
第三條中「一般会計及び郵政事業特別会計」を「一般会計、郵政事業特別会計及び積立金」に改める。
第十三條の二を第十三條の三とし、第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 この会計の積立金は、失業保険給付の財源に充てられなければならない。この会計の歳入に繰り入れることができる。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充ててするための一般会計から繰入金に関する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充ててするための一般会計から繰入金に関する法律案
1 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てて、昭和二十五年において、一般会計から十一億八千九百八十万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

昭和二十五年二月十六日印刷

昭和二十五年二月十七日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁